

職員の服装の通年輕装化を検討しています

総務課 人事係 電話：055-981-8231

町では、職員の服装について、これまで5月から10月までをクールビズ期間として軽装勤務を推奨してきました。

他の自治体においても通年での軽装勤務の取り組みが広がっており、本町でも、働きやすい職場環境づくりや省エネルギー対策の推進を図るため、通年での軽装勤務の実施を検討しています。

1 実施期間

クールビズ期間終了後の令和8年11月1日から

2 情報解禁日

6月24日(水)

3 実施の背景

環境省では、令和3年度からクールビズ、ウォームビズの全国一律実施期間の設定は行わず、省エネ・省CO2対策として、日々の気温、それぞれのワークスタイルや仕事環境等に応じて、各自の判断による快適で働きやすい服装を呼びかけています。

また、町職員組合からも、業務効率の向上や働きやすい職場環境の整備を図るため、クールビズの通年化についての要望書が提出されています。

これを受け、本町においても、服装の通年輕装化に取り組み、職員が時間や場所、場面に応じた適切な服装で業務を行える環境を整えます。

4 実施の目的

- (1) 地球温暖化対策と省エネの推進
- (2) 労働環境の改善と生産性の向上
- (3) 柔軟な働き方のサポート

5 周知期間・方法

令和8年9月頃から、広報紙やホームページ、SNS等で周知予定です。